参考資料1

インターネットの利用を巡る
青少年の保護の在り方に関するWG（第６回）
会議後追加意見

令和７年６月23日

成育局安全対策課

(第６回WG会議後提出意見)中井委員

■議論にあたっての視点について

１．こども基本法や児童の権利条約等の理念から、青少年（※）の安心・安全を確保することを第一として、青少年のインターネット環境の整備を考えるべきではないか。この際、青少年保護と、青少年によるインターネット活用の意義のバランスをどう考えるべきか。

こども基本法や児童の権利条約等の理念について、
① インターネットに関わる諸課題は国境を越えたものであること、
② 「こども大綱」が３．施策の推進体制等（４）国際的な連携・協力で「国連児童基金（ユニセフ）やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する」としていること、
③WGが低・未就学年齢層特有の課題など、「犯罪などからの子どもの保護」のみならず「子どもの健康な成長」の視点に関わるヒヤリングや議論も行ってきたこと（後段の「これまでのWGを踏まえた議論について」に出てくるメンタルヘルスや低年齢化、長時間利用の課題に対応する枠組みとして、「安心・安全な環境」だけでは不十分と考えること）、
④「こども大綱」が、現状認識（p.45）の中で「日本社会に根差したこども・若者のウェルビーイングの向上をはかっていくことが求められている」とし、国連子どもの権利委員会やＯＥＣＤも「子どものウェルビーイング」の視点から子どもとインターネットの諸課題を議論していること、

以上4点を鑑み、以下aおよびbを提案します：

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

a.　ＷＧの最終文書に、以下３文書をリファレンスとして加える

■国連子どもの権利委員会　「一般的意見25：デジタル環境に関する子どもの権利（General Comment No.25 on children’s rights in relation to the digital environment）」　（２０２３年　以降「GC25」）

・大谷委員長（当時）の要請を受け、竹内先生の協力を得て集約した日本の子どもたちの声も踏まえまとめられた

・Par.94、98、106で「well-being」を明示

■OECD 「デジタル環境における子どもに関する勧告（Recommendation of the Council on Children in the Digital Environment）」（2021年　以降「OECD21」）

・p.13子どもの個人情報に関わる部分で「Wellbeing」を明示

■ＯＥＣＤ 「デジタル時代の子どもたちの生活は？（How’s Life for Children in the Digital Age?）」（2025年　以降「OECD25」）

・2022年PISA、2022-21年学齢児童の健康行動調査、2021年国際読解力調査などから得られたデータ等を用い、子どものデジタルメディアの利用がウェルビーイング（幸福と発達）に与える影響を評価

b.　「青少年（※）の安心・安全を確保することを第一として」に、「こどものウェルビーイングの向上に資する環境を確保するため」等の文言を加える、または置換する。

補足：　「青少年の安心・安全を確保する」だけでは、「インターネット＝危険に満ちた空間」を強調することになるのでは？　「青少年保護と、青少年によるインターネット活用の意義のバランス」を担保するためにも、「インターネット＝子どもたちのウェルビーイングの向上に資する（そのポテンシャルを持つ）」といったメッセージを発信することも必要では？　早稲田大阪高校米田様のお話＆回答には、「学校生活での（インターネットの）活用」をスポイルしている情報セキュリティ策の事例が多数あったが、インターネットから便益を受けている子どもの視点も重要と考えます。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

＜インターネット活用の意義の例＞
・青少年が幅広い情報にアクセスできるという「知る権利」のほか、「表現の自由」、「遊ぶ権利」等を持つという観点
・こどもが上手にインターネットとの付き合い方（リテラシー）を学ぶ観点
・オンラインがこどもの居場所になり得るほか、相談のツールにもなるという観点

GC25やOECD２５は、上記の諸権利や観点に加え、デジタル環境と身体的健康（の権利）の関係についてもリスクとベネフィットの両面で言及している（GC２５ par.93他　OECD２５ p75）。マイナ保険証の導入により、日本でも、デジタル環境下で健康に関わる子どもの個人情報が以前にも増して多くのステークホルダー間でやりとりされるようになって久しく、また、性と生殖に関する情報など、子ども・若者自身が、正負両面で、身体的健康、すなわち生命や生存に関わる（時に左右する）情報等を得る場としてインターネットが大きな役割を果たしていることは周知の事実。従って、現状の書きぶりでは、「子どもの権利」とインターネットの関係を部分的にしかとらえられていないと考えます。

以上を鑑み、WGの最終文書では、以下に例示するＧＣ２５とＯＥＣＤ２５（注：日本語は機械翻訳）のように、より包括的な視点を持った内容のものとすることを提案します。

GC25（Para.3）：教育、行政サービス、商業などの社会的機能がデジタル・テクノロジーに依存するようになるにつれ、デジタル環境は、危機的な時期を含め、子どもたちの生活のあらゆる場面で重要性を増している。デジタル環境は、子どもたちの権利実現のための新たな機会をもたらすと同時に、その侵害や濫用のリスクもはらんでいる。The digital environment is becoming increasingly important across most aspects of children’s lives, including during times of crisis, as societal functions, including education, government services and commerce, progressively come to rely upon digital technologies. It affords new opportunities for the realization of children’s rights, but also poses the risks of their violation or abuse.

ECD25（p12）：デジタルの世界が発展し、より洗練されるにつれ、子どもたちが学んだり、情報にアクセスしたり、世界の未知の側面を発見したり、オンラインで遊んだり、他の人と交流したりする機会はますます広がっている。同時に、デジタルの世界は子どもたちの幸福にとってリスクも伴う。子どもたちは、その環境を安全にナビゲートするために必要な知識やスキルが不足していることが多く、オンライン上の行動の結果や、特定のコンテンツや相互作用の背後にある真の意図を十分に予測・理解していない可能性があります。また、年齢的に不適切なコンテンツに触れる可能性もある。また、デジタルツールに過度に依存するようになり、体を使った遊びや対面での交流が減少する子どもがいることも懸念される。このような使いすぎは、子どもの身体的健康や精神的幸福に有害な影響を及ぼすことが懸念される。As the digital world develops and becomes more sophisticated, it offers children an ever-expanding range of opportunities to learn, access information, discover unknown facets of the world, as well as to play and interact with others online. At the same time, the digital world comes with risks for children’s well-being. Children often lack the knowledge and skills needed to navigate its environment safely and may not fully anticipate nor understand the consequences of their online actions or the true intent behind certain content or interactions. Children can also be exposed to content that is inappropriate for their age. There is also concern that some children may become overly reliant on digital tools, leading to reduced physical play and face-to-face interactions. Th 7 re is a concern that such overuse could have harmful effects on their physical health and mental well-being.

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

２．青少年のインターネット環境整備に向けた対応としては、青少年がネット利用を行うに際して直面しうるリスクが多様化している中で、より幅広いステークホルダーの参画を求めることも含め、リスクに応じた多面的かつ総合的な対応を行うことが適切ではないか。その際、現行法に基づく対応に不十分な点がないかを点検した上で、法律による対応の必要性を含めた検討を行うべきではないか。

３．青少年を保護するための措置を講ずるにあたっての優先順位と、対応の方向性の検討を併せて行うべきではないか。

４．青少年のインターネット環境整備については、諸外国の規制等の内容や、リスクの実態、青少年の影響等について引き続き知見を収集した上で、論点に応じた所管を踏まえ、関係省庁が連携して検討を行うことが重要ではないか。

2～3は、「現行法・施策（各論）上の課題の洗い出し」に留まっている印象を持ちます。GC25, OECD21, OECD25が以下引用部（注：日本語は機械翻訳）などで説くように、各法・施策の指針となる／包括する枠組み（基本法？包括法？）の必要性を問う視点を加えることを提案します。

締約国は、子どもの権利に関連する国内政策が、特にデジタル環境を取り上げていることを確認すべきであり、それに応じて規制、業界規範、設計基準、行動計画を実施すべきであり、これらはすべて定期的に評価され、更新されるべきである。このような国家政策は、子どもたちがデジタル環境に関わることで利益を得る機会を提供し、安全なアクセスを確保することを目的とすべきである。States parties should ensure that national policies relating to children’s rights specifically address the digital environment, and they should implement regulation, industry codes, design standards and action plans accordingly, all of which should be regularly evaluated and updated. Such national policies should be aimed at providing children with the opportunity to benefit from engaging with the digital environment and ensuring their safe access to it. （GC25 Par. 24）

第１項の原則に合致し、かつ、子どもにとって安全で有益なデジタル環境のための包括的な政策 枠組みを策定する一環として、以下の推奨事項を実施することを加盟国に勧告する。RECOMMENDS that Adherents implement the following recommendations, consistent with the principles in section 1 and as part of developing an overarching policy framework for a safe and beneficial digital environment for children. (OECD21 p.9)

デジタル時代における子どものウェルビーイングを高めるためには、デジタル環境に関連する利益とリスクについて幅広い理解を持つとともに、すべての子どもの包括的な保護と支援を保証する強力な法的・政策的枠組みを持つことが不可欠である。To enhance child well-being in the digital age, it is essential to have a broad understanding of the benefits and risks associated with the digital environment, along with a strong legal and policy framework that ensures comprehensive protection and support for all children (OECD25 p18)

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

さらに、これまでのWGでのヒヤリング（質問への回答を含む）や議論で、以下３点が確認されたと認識します

i. OECDのリスク類型のすべてに直面している、または直面する恐れがある
（リスク直面の仕方・内容は、年齢や成長段階等によって異なる）

ii. リスクから守るための対策は、現状、原則事業者等の自主的努力に頼っている
・自主的努力の際に準じる明確な基準は不在（＝基準づくりも事業者等任せ）
・年齢確認・認証も実効性に乏しい

iii. 現時点でも利用可能なサービス（フィルタリング等）の利用率が低い
急速な技術革新（新たな形態のリスクの出現の速度）とデジタルデバイス利用の低年齢化、フィルタリング等現状施策の低利用率を鑑みると、子ども・保護者側の一層のリテラシー向上も含め、利用（率）の向上のための施策も必要

上記の特にハイライト部分から、個別の施策に共通する課題として、“年齢や成長段階にふさわしい（考慮した）コンテンツやサービスの提供”GC25（par. 51、 54、55、94、97）、すなわち、“実効性のある「年齢確認・認証」と「子ども向けコンテンツ・サービス内容の基準」の実装”(GC25 par. 114)の必要性が導き出されたと認識します。ゆえに、これまでのWGを通じて、今後必要な対策・施策を考えるにあたって基本的な＝すべての施策に共通する課題として、以下の３点が導き出されたと言えるのではないでしょうか？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

課題	内容（主なポイント）
実効性がある年齢確認・認証の仕組みの必要性	・回線契約時のみならず、コンテンツ閲覧やサービス利用時等でも年齢確認・認証が必要では？ ・実効性のある仕組みの実装に必要な施策（法律等やシステム）は何か？ 備考：「表現規制」「通信の自由」等の懸念の払しょくに必須
年齢や成長段階にコンテンツ・サービス内容の基準の必要性	・日本国としての「最低限のスタンダード」設定が必要※？ ・誰がどうやって決める？ ・法的根拠は?(必要か？) ・フィルタリング等に加え、バイデザインも？（OECD21,25） ※Meta社は「企業やアプリ開発者にとって、明確で一貫したガイドラインが必要である点に同意します」と回答。「最低限」とし、「＋αの安心・安全施策は有償で」とすることで、Adora社のようなビジネスモデルも応援できるのでは？
フィルタリング等の利用率の向上	・「オプトイン」から「オプトアウト」にできないか？ ・子ども・保護者に届く「啓発」「リテラシー向上」の方法は？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

■これまでのWGを踏まえた議論について

リスクの多様化への対応について（青少年インターネット整備法）

＜課題（案）＞
〇スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっているおそれがある。

本メモp3 i, ii, iiiのとおり。「あわなくなっているおそれがある」ではなく「あわなくなっている」としても良いのではないでしょうか？

＜論点（案）＞
・法の目的（第１条）や理念（第３条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか

本メモp1～２のとおり、こども基本法と子どもの権利条約の理念に基づき、「（青少年の安心・安全を確保することを第一とすることと、）こどものウェルビーイングの向上に資する環境を確保するため」といった理念を掲げる包括法として位置づけなおしては？

・リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第３章）、②フィルタリングの推進（第４章）の二軸による対応で十分といえるか。 また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。

本メモp1～２のとおり、包括法として、①実効ある年齢確認・認証の実装、②年齢・成長段階にふさわしいコンテンツ・サービスの提供のための基準の設定と仕組みづくり、③教育・啓発活動の推進の三軸にできないか？その前提として、消費者と個人情報を含めたOECDのリスク類型を射程と捉えられないか？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

・諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。例えば、青少年を守るための他の機能や技術的手段を確保することや、青少年自身の力を底上げする等も含めて、必要な対応を行うことについてどう考えるか。

昨年オーストラリア議会で可決されたSNS規制法のような一律規制は、「子どもの権利」の視点から問題があり、日本で同様の法令整備を通じた一律の使用規制行うことには反対。有効性や実効性にも疑問。現行法内容の要修正点については上記２ポチに記した通り。

・法第２条第４項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項を例示ではなく定義とする等についてどう考えるか。

基本的に変更に賛成だが、「有害情報」との表現は見直す必要あり。現行法の「例示」は現実に追いついていない。例示の拡大では、数年後にまた古臭くなることが想定されるため、「例示」ではなくＯＥＣＤリスク（と同様の）類型／定義等を提示すべきかと。その際、日本ではまだ認知されていない子どもに特化した消費者保護と個人情報に関するリスクも含まれるべき。また、リスクの評価にあたっては、①表面的には大人と同じリスクであっても、そこには子ども特有のリスクがあること、②そのリスクは年齢によって異なること、③そのリスクは個々人によって異なること（例：障がいを持った子や性的マイノリティ）を認識すべきと強調することも必要と考える。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

・現行において義務が課されている携帯電話事業者と、ＳＮＳや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。その際、法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例や情報流通プラットフォーム対処法を含む国内の法令による対応を踏まえつつ、検討を進めることについてどう考えるか。

コンテンツ・サービスの提供形態の多様化・複雑化と、その変化の速度を鑑み、通信回線事業者のみならず、子どもが利用する（接触する可能性がある）あらゆる形態のコンテンツ・サービスを提供するすべての事業者に、「年齢確認・認証」と「年齢や成長段階にふさわしいコンテンツ・サービスの提供」の両において、一律に同様の義務が課せられるべき。その際、本ＷＧで議論されている「国等による共通の基準の設定」の議論とは別に（平行して）、各事業者に、「こども大綱」もp43で言及する「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に関連した「子どもの権利とビジネス原則」に即した自主的な取り組みの強化を求めることも考えられるのでは？

・ 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務の厳格な履行を求めることについてどう考えるか。
・ 一定規模のＳＮＳ等のプラットフォーム事業者に対して、例えば非対面でマイナンバーカードのＩＣチップを読み取り年齢確認を行う方法や、携帯電話事業者からの年齢情報の提供、ＡＩによる年齢判定等の措置を講ずることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非と方法をどう考えるか。

①マイナンバーカードの活用等による実効性のある年齢確認・認証の仕組みと②年齢や成長段階に即したコンテンツ・サービス内容に関する明確な基準の設定が必要と考える。履行義務は、事業規模や回線事業者に留まらず、子どもが利用する（接触する可能性がある）あらゆる形態のコンテンツ・サービスを提供するすべての事業者に課されるべきと考える。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

・ 法において罰則や行政処分等の規定はないが、実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

前項の①と②が実装できれば、罰則や行政処分等の規定が伴っても問題ないのでは？（現状の「自主的な努力」を前提として罰則や行政処分等の規定を設けることは、あってはならないと考えるが）。なお、罰則や処分の対象は、一義的には現行の青少年インターネット整備法では見落とされていると思われるコンテンツやサービスそのものを製造・生成した（事業）者とされるべきで、回線事業者やプラットフォーマー等として当該コンテンツやサービスの“流布”に加担した（事業）者には、二次的な責任を負うと考えるべきでは？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

＜課題（案）＞
〇平成30年の青少年インターネット環境整備法改正により設けられたフィルタリング容易化措置等に係る製造者の義務（第18条）、OS事業者の努力義務（第19条）、ソフトウェア開発事業者等の努力義務（第20条）の履行状況等については実態が不明瞭である。
（※）特定サーバー管理者による青少年閲覧防止措置（第21条）、連絡受付体制整備（第22条）、青少年閲覧防止措置に関する記録の作成・保存（第23条）に係る努力義務の履行状況についても同様。
〇フィルタリング提供事業の競争が硬直化しており、第三者機関も不在である中、青少年有害情報への対応が難しくなっている。

特段本項へのコメントはありません。

＜論点（案）＞
・ 法第18条～第20条のフィルタリング容易化措置等の実態を確認するとともに、閲覧防止技術の開発・実装の推進のため、フィルタリングソフトウェア事業者の新規参入を促す方策等についてどう考えるか。

自主的な努力に頼り続けるのは限界。「年齢確認・認証」と「年齢や成長段階にふさわしいコンテンツやサービスに関する国等による一律の基準に則ったサービスの提供」が事業者に必須化されれば、自ずとその市場が生まれる（＝新規参入や技術開発が促される）と考える。また、「国等による一律の基準」の導入＝必須化が社会的に認知されれば、同基準では担保しきれない「＋αの安心」を提供するサービスに対する市場が生まれることも期待できるのでは？（参考：Adora社の事例）

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

・ かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（旧ＥＭＡ）による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯があるところ、今後、どのようにフィルタリングの質の確保を図るべきか。
・ こどもの成長段階にふさわしいコンテンツについての知見を集めて事業者や保護者に提供する等の取組についてどう考えるか。その主体についてはどう考えるか。

インターネットに関わる子ども・若者の問題に対する関心が国内外で高まり、一律規制をはじめとする相当踏み込んだ取り組みを始める国も出てきている中、いつまでも事業者の自主的努力に任せておかず、国として、すべての年齢・成長段階にふさわしいコンテンツの基準を示すべきでは？　本WGのヒヤリングや議論の中で紹介され、OECD25でも紹介されているように、年齢・成長段階にふさわしいコンテンツを考えるための知見は国内外で積み上げられつつある。国の専門家機関・委員会として、子どもの発達や健康、インターネットの専門家らが、子ども・若者とともに（GC２５ par.16, 17, 18）基準をつくり、定期的に基準を見直す仕組みが作れないか？

・ 一部のプラットフォーム事業者において講じられている年齢に応じた機能の制限（発信時の警告の表示やダイレクトメールの送信制限等）といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。

国として「年齢確認・認証」と「基準に基づくコンテンツ・サービスの提供」の罰則付き義務化等、恐らく社会的にドラスチックな（インパクトのある）取り組みを行うことが前提にできるのであれば、その実装までの間に、また実装後も平行して、国として、啓発活動の一環として、既に自主的努力によって効果的・実効性のある取り組みを行っている事業者（事例）を紹介することはあっても良いのでは？（下線部のような動きが前提になれば、国民の“危機感”＝事業者が自主的に提供する施策へのニーズも呼び起せるのでは？）

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

＜課題（案）＞
〇違法ではないが、青少年有害情報に該当し得るアダルト広告について、インターネット上で容易に青少年の目に触れてしまう実態があることは問題。
〇酒類やたばこ類では広告主側の自主規制がある一方で、成人向けマンガやゲームの広告についてはそうした自主規制がない。
〇テレビ等の媒体では自主規制がある一方で、インターネット上の媒体ではそうした自主規制が不十分。

特段本項へのコメントはありません。

＜論点（案）＞
・ 法第２条第４項における「青少年有害情報」について、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項を例示ではなく定義とする等についてどう考えるか。併せて、実効性を確保するための仕組みを導入することについてどう考えるか【再掲】。
・ アダルト広告の発信に関して、例えば、主要な広告主である成人向けゲーム・アプリ業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する、何らかの対策を取っているゲーム会社やアプリ制作会社といった企業にインセンティブを与える等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。
・違法な情報とまでは言えない青少年有害情報について、表現の自由と経済的活動の自由とのバランスをどのように図ることが適当か。発信されたアダルト広告に関して青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。
・ インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

いわゆるエロ広告問題やアダルトポルノサイトへの未成年者のアクセス制限について、「児童虐待の防止等に関する法律」には明確に定義されていない（そもそも同法は保護者による加害のみに限定してしまっている）ものの、こ家庁は「性的行為を見せる」ことを児童虐待の一つとして定義していることを鑑み、未必の故意による「児童虐待」行為が放置されている状況であると認識。英国Online Safey Act等、法律で子どもによるアダルトポルノサイトへのアクセス防止措置を進める国もある中、特にGIGAのような公が子どもたちに強制的に提供するデジタル環境の中で起きている問題は、喫緊の課題の一つとして捉えられるべきではないか。

リアル世界の１８禁やPG、広告審査・規制は国ではなく、民間の自主的な取り組みで、青少年インターネット環境整備法においてもフィルタリングの内容や実施は民間の自主的な取り組みに任せられていると理解。これらの背景、特に青少年インターネット環境整備法の立法時に「民間の自主的な取り組みに任せる」とされた背景には、「表現規制」に対する配慮があったと理解したが、本WGが検討しているのは、18才未満に限定した「視聴・アクセス・サービス利用の制限」であって、そもそも「表現規制」云々を議論すること自体完全な”お角違い”と言えないのか？仮に「表現規制」に関わる問題だったとしても、十余年前に安心ネットづくり促進協議会の児童ポルノ問題作業部会が、いわゆる「ブロッキング」について、電気通信事業法における「通信の秘密」と「子どもの人権」（侵害）を天秤に掛け後者を担保するための緊急避難措置として整理されており、昨今のインターネットにおける子ども・若者の被害の拡大・深刻化を鑑みた時、当時と同様の（憲）法解釈・判断が成されて然るべきではないか？

また、「コンテンツ・サービス規制」を「実効性のある年齢確認・認証の実装」と平行して実施することで、「表現規制」等にあたらないことが担保できるのでは？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

＜課題（案）＞
○　現行のフィルタリングでは、発信のリスクに対応できていない。
○　ＳＮＳ等のダイレクトメッセージ（ＤＭ）による犯罪への勧誘や、暴言、いじめ等が生じている。
○　セクスティング被害の実態について状況把握が不足している。

櫻井さんも指摘されていたと記憶するが、「フィルタリング」と「セクスティング被害」はいずれも限定的では？

＜論点（案）＞
・ 現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能のみで十分か否かを含め、枠組を見直すことについてどう考えるか。具体的には、ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置を義務付ける等、発信に係るリスクに対しても事業者等の取組を求めることについてどう考えるか【再掲】。
・ 一部のプラットフォーム事業者において講じられている年齢に応じた機能の制限（発信時の警告の表示やダイレクトメールの送信制限等）といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、さらに進めるような方策等についてどう考えるか【再掲】。
・１対１の通信を発信者情報開示の対象とすべきかを含め、情報流通プラットフォーム対処法のあり方についてどう考えるか。
・セクスティング被害の実態把握について、調査対象や調査事項等を含めて、検討を進めることについてどう考えるか。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

既述のとおり、多様化・複雑化した課題に対応するためには、「実効性のある年齢確認・認証」と「年齢と成長段階にふさわしい形でのコンテンツ・サービス利用規制」がともに実装されることが必要と考える。またそれは、１対１の通信を発信者情報開示を含め、現行法が想定・対応していない「発信」を含む「通信／コンテンツ・サービスの利用」に関しても同様と考える。

インターネットにおける子どもの被害等の実態把握については、GC２５やOECD２１，２５も説くように、一時的な調査に留まらず、継続的な調査（モニタリング）の仕組みが作られるべき。

消費者関連リスクへの対応について

＜課題（案）＞
○　こどもに特化した事前の保護の仕組みがない現状にある。

「消費者関連リスクと個人情報関連リスクへの対応について」としていただきたい。
「事前の保護」→「セーフガーディング（こどものセーフガーディング、チャイルドセーフガーディング）」としてはいかがでしょう？（この項目だけの話ではないかも知れませんが）

＜論点（案）＞
・ 16歳未満のこどもの個人情報保護の検討の状況も注視しつつ、こどもに特化した消費者保護のあり方についてどう考えるか。
・ 現行の法的対応としては、民法に基づく未成年者取消権の行使という事後的な対応が主であるところ、こうした対応が十分かどうかを含めて、消費者保護のあり方についてどう考えるか。

「子どもに特化した消費者保護」が中心なので、もう少し「子どもに特化した個人情報保護」に関する既述が欲しい（本WGの範疇外とは思うが。現在検討されている個人情報保護が16歳未満を対象としていることは疑問）。

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

横断的リスクへの対応について（生成ＡＩ）

＜課題（案）＞
○　生成ＡＩによる児童ポルノの問題は先端技術のリスクの一部として懸念されているものの、政策的なレベルでの認知は不十分であり、まずは状況把握が求められる。
○　生成ＡＩ技術を悪用した性的ディープフェイクについては、「卒アル問題」とも言われているように、誰でも簡単に加害者になってしまう。
○　生成ＡＩについては、現実に被害者がいるにも関わらず、規制の実効性が不明瞭。

＜論点（案）＞
・ 生成ＡＩに関しその被害等についての状況把握の実施についてどう考えるか。
・ 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議（※）も踏まえつつ、青少年保護の観点から、各省庁が緊密に連携して厳正な取締り、被害者の保護及びサイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化のための方策を進めることについてどう考えるか。併せて、児童ポルノ法の適用範囲を明確化することについてどう考えるか。

※）人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議
四　ＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

生成AIによるCSAMの問題への言及に留まってしまっているので、OECD２５ p.１０に習い、「横断的リスクへの対応について（生成AIやVR、ARなどの新たなテクノロジー）」とし、同文書の以下の文章(注：日本語＝機械翻訳)のように、より広範囲なリスクを擁する課題であることとする書きぶりにできないか？

人工知能（AI）やバーチャルリアリティ（VR）のような新たなテクノロジーは、子どもたちのウェルビーイングにとってチャンスであると同時に課題でもある。AIは学習を強化し、医療データ分析を改善し、知識へのアクセスを増やすことができるが、偏見、プライバシー侵害、詐欺、有害コンテンツへの暴露などのリスクもはらんでいる。同様に、VRは教育、疼痛管理、児童精神医学に恩恵をもたらすが、乗り物酔い、眼精疲労などのリスクもある。乗り物酔い、眼精疲労、幼児にとって現実と仮想体験の境界線が曖昧になり認知発達に影響を与える可能性などのリスクもある。こうしたリスクを軽減するためには、安全な技術設計を実施し、時間制限や休憩を設け、大人の監督を確保することが不可欠である。Emerging technologies like artificial intelligence (AI) and virtual reality (VR) present both opportunities and challenges for children's well-being. AI can enhance learning, improve medical data analysis, and increase access to knowledge but also poses risks such as bias, privacy erosion, fraud, and exposure to harmful content. Similarly, VR provides benefits in education, pain management, and child psychiatry but also presents risks, including motion sickness, eye strain, and the potential to blur the line between reality and virtual experiences for young children, which may impact cognitive development. To reduce these risks, it is essential to implement safe technological design, establish time limits and breaks, and ensure adult supervision.

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

横断的リスクへの対応について（低年齢化、長時間利用、メンタルヘルス、アルゴリズム）

＜課題（案）＞
〇　インターネットを利用することによる健康と幸福のリスクが問題。とくに、アルゴリズムによるリスクを含め、メンタルヘルスはリスクとして十分に認識されていない。
〇　アルゴリズムにより次々と情報が表示されることで、こどもが中断できなくなってしまうという問題もある。
〇　特に低年齢層のインターネット利用のリスクについて状況把握が不足している。

＜論点（案）＞
・ インターネットの長時間等の利用や、ＡＩ等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題については、その具体的内容や因果関係の有無等、メンタルヘルスへの影響も含め、調査や専門的な分析等を行うことについてどう考えるか（※１、※２）。
・ 調査対象や調査事項等を含めて、低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。
（※１）こども（青少年）を含むインターネット依存については、厚生労働省が令和６年度に委託調査として、「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」を実施。
（※２）青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）では、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施することとしている。

リスクとしての認識は徐々に広がっているものの、「明確な因果関係が確立できていないために、有効な対策が講じられない」ということではないか？
なお、OECD２５では、未就学児を含む様々な年齢層の長時間利用の子どもの成長・健康への影響についてこれまで行われてきた様々な調査も紹介されている。こうした既存の知見の活用についても触れても良いのでは？

(第６回WG会議後提出意見)中井委員つづき

広報・啓発について

＜課題（案）＞
〇　青少年のインターネット利用に関する広報・啓発の取組は、各省が縦割りで行っている状況にある。
〇　把握しているエビデンスを各種団体が行う啓発活動に反映していくことが必要。

＜論点（案）＞
・ 広報及び啓発活動の強化や、相談体制の充実に向けて、各省庁がすでに行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。
・ これまで取り組んできたリテラシー教育等により、こどもたちの理解がどの程度進展しているか等を確認することについてどう考えるか。
・ 各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。

飯塚さんや竹内さんの発言にあったと記憶するが、3つ目の「〇」として、「子ども・若者に届く手法（媒体や内容）を用いることが必要」を加えてはいかがか？

また、ＷＧのヒヤリングや議論では取り上げられてこなかったが、ＯＥＣＤ２５などが教育・啓発の場としての学校・教員の役割を重視していることを踏まえ、教員のキャパシティビルディングが（適切に）行われているか？その取り組みを持続可能な形にする仕組みがあるか？についても、論点として加えてはいかがか？

参考：航空機を利用する際、各航空会社はすべての乗客にセーフティビデオ（搭乗員によるインストラクション）の視聴を強いるが、航空会社によっては、“視聴率”を高めるため、かなり凝った内容の動画を製作しYouTubeで評判になった作品もある。今年はじめ、いわゆる「フジテレビ問題」でＯＡ回数が増えたＡＣの「スマホ警察」も、そこそこ評判を得たと認識。世代を超えインターネットにおける（特に子どもにまつわる）様々な問題やリスクに関心が集まる中、省庁間の垣根を超えることはもちろん、官民（特にＩＣＴ業界）が知恵と力（資金）を持ち寄って、「バズる公共ＣＭ」のシリーズ化に取り組むといったようなことも期待するところです。

（以上）

（第６回WG会議後提出意見）上沼座長代理

■これまでのWGを踏まえた議論ついて

横断的リスクへの対応について（生成ＡＩ）

＜課題（案）＞
○ 生成ＡＩ技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについては、「卒アル問題」とも言われているように、誰でも簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。この問題は先端技術のリスクの一部として懸念されているものの、政策的なレベルでの認知は不十分であり、まずは状況把握が求められる。
○ 生成ＡＩについては、現実に被害者がいるにも関わらず、規制の実効性が不明瞭。

【課題案】
・生成AI等の先進的技術を利用した問題については、現状の把握ができていないか、現状の把握が出来たとしても、対応ができていない場合が多い。
・問題を速やかに把握する方法、及び、認知された問題に対して速やかに対応するための仕組み作りが必要ではないか。

【論点案】
・例えば、生成AI技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについては、リスクとして指摘されているものの、政策的なレベルでの認知は不十分であり、状況把握をするために何をすべきか。
・「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議（※）も踏まえつつ、青少年保護の観点から、各省庁が緊密に連携して厳正な取締り、被害者の保護及びサイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化のための方策を進めることについてどう考えるか。この際、地方自治体における動きを見つつ、方策を進めることについてどう考えるか。